

議第14号

令和7年度滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度滋賀県の琵琶湖流域下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| (1) 流域関連公共下水道の
処理区域の存する市町 | 13市6町 |
| (2) 年間総処理水量 | 157,760,245立方メートル |
| (3) 1日平均処理水量 | 432,220立方メートル |
| (4) 主要な建設改良事業
流域下水道建設事業 | |

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 琵琶湖流域下水道事業収 益		千円 20,431,600
	1 営 業 収 益	9,119,786
	2 営 業 外 収 益	11,311,814

支 出

款	項	金 額
1 琵琶湖流域下水道事業費 用		千円 21,651,100
	1 営 業 費 用	21,131,461
	2 営 業 外 費 用	519,639

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,784,700千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,231,783千円、当年度分損益勘定留保資金 1,522,623千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額30,294千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 16,970,000
	1 企 業 債	3,950,100
	2 出 資 金	851,874
	3 補 助 金	9,245,403
	4 負 担 金	2,922,123
	5 その他資本的収入	500

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 19,754,700
	1 建 設 改 良 費	15,327,051
	2 企 業 債 償 還 金	3,770,775
	3 返 還 金	656,874

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター〕 水処理施設増設工事	令和8年度から 令和9年度まで	8,400,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター〕 水処理設備 改築更新工事	令和8年度	260,000千円

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター〕 〔矢橋大橋改修工事〕	令和8年度	161,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部湖南幹線〕 〔人孔防食工事〕	令和8年度	50,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部甲西北幹線〕 〔ほか管更生工事〕	令和8年度	58,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部日野第二幹線〕 〔須恵1工区ほか〕 〔管渠工事〕	令和8年度	235,000千円
流域下水道建設事業 〔橋本ポンプ場機械設備〕 〔改築更新工事〕	令和8年度から 令和9年度まで	440,000千円
流域下水道建設事業 〔安土ポンプ場〕 〔耐震補強工事〕	令和8年度	30,000千円
流域下水道建設事業 〔石部ポンプ場耐震〕 〔補強詳細設計業務〕	令和8年度	15,000千円
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター〕 〔水処理施設〕 〔増設詳細設計業務〕	令和8年度	148,000千円
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター自家〕 〔発電設備改築更新工事〕	令和8年度	189,000千円

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター管理棟ほか耐震診断業務〕	令和8年度	17,400千円
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター汚水ポンプほか改築更新工事〕	令和8年度から 令和9年度まで	250,000千円
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター流入渠防食工事〕	令和8年度	19,000千円
流域下水道建設事業 〔湖西処理区湖西北幹線人孔防食工事〕	令和8年度	18,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター電気設備工事〕	令和8年度から 令和10年度まで	3,240,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター汚泥処理設備工事〕	令和8年度	60,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部木之本西幹線西阿閉3工区ほか管渠工事〕	令和8年度	120,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部愛東東幹線中戸工区ほか管渠工事〕	令和8年度から 令和9年度まで	1,108,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部愛東西幹線ほか管路施設改築工事〕	令和8年度	120,000千円

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔 東北部彦根南第二幹線 新海工区ほか管渠工事 〕	令和8年度	110,000千円
流域下水道建設事業 〔 高島浄化センター 水処理施設増設工事 〕	令和8年度から 令和9年度まで	2,862,000千円
流域下水道建設事業 〔 高島浄化センター 計装設備改築更新工事 〕	令和8年度	69,000千円
流域下水道建設事業 〔 高島浄化センター 汚泥貯留ホッパ 改築更新工事 〕	令和8年度	294,000千円
矢橋帰帆島公園受変電設備 改築更新工事	令和8年度	23,000千円
矢橋帰帆島公園遊具更新工 事	令和8年度	111,500千円
湖南中部浄化センター環境 改善対策実証実験調査業務	令和8年度	35,800千円
公営企業会計税務相談支援 業務	令和8年度	264千円
琵琶湖流域下水道設備点検 および修繕業務	令和8年度	900,000千円
放流水履行確認および放流 先水質底質調査業務	令和7年度から 令和8年度まで	41,595千円

事 項	期 間	限 度 額
浄化センター等周辺環境調査業務	令和7年度から 令和8年度まで	69,498千円
煙道排ガス等調査業務	令和7年度から 令和8年度まで	14,632千円
湖南中部浄化センター汚泥焼却設備維持管理業務	令和8年度	233,112千円
琵琶湖流域下水道湖南中部処理区汚水汚泥処理維持管理等業務	令和7年度から 令和10年度まで	8,208,047千円
琵琶湖流域下水道湖南中部処理区中継ポンプ場および幹線管渠維持管理業務	令和7年度から 令和10年度まで	1,231,494千円
琵琶湖流域下水道ばいじん収集運搬業務および処分業務 (湖南中部浄化センター)	令和7年度から 令和8年度まで	101,640千円
琵琶湖流域下水道汚泥収集運搬業務およびリサイクル処分等業務 (湖南中部浄化センター)	令和7年度から 令和8年度まで	224,455千円
湖南中部浄化センター周辺水域・流入河川水質調査業務	令和7年度から 令和8年度まで	9,000千円
湖南中部浄化センター水草除草業務	令和7年度から 令和8年度まで	25,000千円
琵琶湖流域下水道汚泥燃料化施設整備事業	令和8年度から 令和17年度まで	469,963千円
琵琶湖流域下水道湖西処理区汚水汚泥処理包括的維持管理業務	令和8年度から 令和9年度まで	66,053千円

事 項	期 間	限 度 額
東北部浄化センター汚泥焼却設備維持管理業務	令和8年度	27,000千円
琵琶湖流域下水道東北部処理区汚水汚泥処理包括的維持管理業務	令和8年度から 令和9年度まで	133,000千円
琵琶湖流域下水道東北部処理区焼却灰処分産業廃棄物収集運搬業務	令和7年度から 令和8年度まで	60,153千円
高島浄化センターコンポスト化施設維持管理業務	令和8年度から 令和24年度まで	165,144千円
琵琶湖流域下水道高島処理区汚水汚泥処理包括的維持管理業務	令和8年度から 令和9年度まで	50,405千円
琵琶湖流域下水道高島処理区しさ収集運搬処分業務	令和7年度から 令和8年度まで	2,500千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業費	千円 3,136,500	普通貸借または証券発行	5.0以内%	借入日の翌日から5年以内据え置き、40年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、繰上償還を行いままたは借換をすることができる。
資本費平準化債	327,600			
借換債	486,000			
計	3,950,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 542,310千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道の建設、高度処理、不明水処理、雨水処理および淡海環境プラザ運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,377,390千円である。

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造